

北本市建設工事請負契約等に係る設計金額の公表に係る取扱要領

平成24年3月14日 決裁

1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事請負契約及び建設工事に係る設計、調査、測量等の委託契約（以下「建設工事請負契約等」という。）の入札に関し、その透明性を高めるとともに、入札参加者が入札前に設計金額を探ることにより公正な入札が阻害されることを防止するため、建設工事請負契約等に係る設計金額の公表に関して必要な事項を定める。

2 対象とする契約

(1) 事前公表の対象は原則として、建設工事においては、競争入札により設計金額が200万円（単価契約については発注限度額を対象とする。）を超え、北本市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第15条第1項に規定する工事の種類別によって、C級に区分された発注標準額未満の建設工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。また、設計、調査、測量等の委託契約においては競争入札により設計金額が100万円を超える設計、調査、測量等の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

(2) 事後公表の対象は原則として、建設工事においては、北本市建設工事低入札価格取扱要綱の規定が適用される契約並びに競争入札により設計金額が北本市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第15条第1項に規定する工事の種類別によって、C級に区分された発注標準額以上の建設工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

3 公表の方法及び時期

(1) 設計金額の公表の方法は、原則として公告又は指名通知により行う。

(2) 設計金額の公表の時期は、一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名通知日に行うものとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に通知する指名競争入札又は同日以後に告示する一般競争入札に係る入札から適用する。

附 則（令和4年3月29日決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に通知する指名競争入札又は同日以後に告示する一般競争入札に係る入札から適用する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に通知する指名競争入札又は同日以後に告示する一般競争入札に係る入札から適用する。

北本市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（抜粋）

（平成23年規則第17号）

（建設工事の請負に係る発注標準額）

第15条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、次の表の下欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ上欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。

級の 区分	発注標準額			
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事及び管 工事	その他の建設工事
A	5,000万円以 上	15,000万円 以上	5,000万円以 上	その都度市長が定 める額
B	2,000万円以 上5,000万円 未満	3,000万円以 上15,000万 円未満	1,500万円以 上 5,000万円未 満	同上
C	2,000万円未 満	3,000万円未 満	1,500万円未 満	同上

備考 発注標準額は、消費税及び地方消費税を含めた額とする。